

使 用 区 分			午 前 8:30～12:00	午 後 13:00～17:00	時 間 超 過 1 時間につき
ピスト競技場	児童生徒	個 人	100 円	100 円	25 円
		専 用	1,400 円	1,600 円	400 円
	一 般	個 人	200 円	200 円	50 円
		専 用	2,800 円	3,200 円	800 円
走 路 内 広 場	児童生徒	個 人	600 円	800 円	200 円
	一 般	専 用	1,200 円	1,600 円	400 円
会 議 室			400 円	500 円	100 円

備考

- (1) ピスト競技場のほかに、走路内広場又は会議室を使用する場合には、ピスト競技場のみの使用料を、走路内広場と会議室を使用する場合は、走路内広場の使用料を徴収する。
- (2) 「専用」とは、独占的に使用する場合をいう。
- (3) 児童・生徒とは、学校教育法（使用委 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校・中学校・高等学校の在学者をいう。
- (4) 時間超過 1 時間につき定められている使用料は、許可を受けた使用時間を超えて使用した部分に対する使用料をいい、当該超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間として計算する。
- (5) 使用者が入場料又はこれに類する料金を徴収するときは、規定料金の 4 倍を徴収する。